

令和元年11月1日
一般社団法人日本食農連携機構
「2030年基本問題研究会」
委員長 大泉 一貫

「食料・農業・農村基本計画」に対する意見・要望

来年3月に閣議決定が予定されている「食料・農業・農村基本計画」（以下、「基本計画」という。）は、今後10年程度の中長期的に取り組むべき方針を定め、情勢変化等を踏まえ、概ね5年ごとに見直される今後の農政を方向付ける重要な計画です。この基本計画によって、農業の産業化が促進され、農業改革を推し進めていく必要があります。そのためにも、経営マインドをもった生産者を育成するとともに、経済界との連携・融合（ヒト・モノ・カネ）を拡大していくことが強く求められています。

こうした問題意識の下、日本食農連携機構は「2030年基本問題研究会」をつくり、「食料・農業・農村基本計画に対する意見・要望」をとりまとめました。基本計画の策定にあたり格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

1 基本的な考え方

我が国の農業を営む農家（販売農家・経営体）は、これから2030年にかけて激減し、2015年には138万戸ほどであった農家数が、わずか10年後の2025年にはほぼ6割の80万戸弱に、そして15年後の2030年には4割にも満たない40万ないし50万戸にまで減っていくことが予想されています（95年から20年間の傾向をベースに、統計的に最も生じる可能性の高い数値を挙げたもの。予測値。）。

農家数6割減、稲作農家9割減という予測に対して、農家の規模別に当てはめてみますと、小規模農家（農産物販売額が1000万円未満）は、2015年の125万戸から2030年には30万ないし40万戸に、中規模農家（農産物販売額が1000万円から5000万円未満）も10万9千戸から7万5千戸程度に減る一方で、大規模農家（農産物販売額が5000万円以上）は1万7千戸から2万3千戸程に増加します（同。予測値。）。

農家全体としてはその数を大きく減らすものの、規模別に見れば、小規模・中規模農家が減少し、大規模農家はその数を増やしていくという構造的な変化を「共通の認識」とした上で、「小規模農家の大幅減＝一部農家の大規模化」という現象を「日本の農業が大きく変わる契機」として捉えることが重要です。

さらに、「農家」というよりも「企業組織」である農業経営体を育成し、数にしてわずか10万戸足らずの「中規模・大規模農家」によって8兆8千億円ほどの農産物販売額が10兆円を超える規模へと成長産業化していく将来像が必要です。

2 経済界と農業界を繋ぐ人材バンク ～大規模な農業経営体を担う経営者づくりや経済界の人材活用に向けた経営人材の供給円滑化サポート策の検討～

農業の競争力を高め、持続的に成長させていくためには、多様な人材が必要となります。農業技術等を備えた人材は言うに及ばず、マーケティングやIT等を担う専門的人材、経営戦略を考える経営感覚のある人材等は不可欠と考えられます。

他方、経済界では「働き方改革」が進む中、シルバー人材だけでなく、副業・兼業先として農業界に注目するようになってきました。これらの人材に、農業従事にとどまらず、会計や労務、経営方針や戦略の構築など、農業の様々な局面でその経験や知恵を生かして活躍して頂けることは農業の競争力の強化に確実に繋がると考えられます。

そこで、農業界では、経営の見える化と経営課題および必要な人材像を明らかにし、経済界では、農業・農村の実態等を理解した上で、農業界で活躍してもらう人材を供給するなど、両者を人材面で適切にマッチングさせる機能が大切になります。

については、経済界と農業界がともに参加する、農業経営者、企業、経済団体等の相談（コンサル機能）機能を備え、かつ指導・教育機能、人材マッチング機能を備える「人材バンク等」の取り組みを提案します。

3 農業版事業承継・再生

～大規模化に向けた経営体の集約を円滑に進めるための仕組み作り～

農業が持続的に成長するには、経営力のある意欲ある担い手へ、事業承継やM&Aなどを通じて事業が円滑に引き継がれていくことが必要とされます。それには、当該経営の情報が幅広く、かつ適時適切に受け手へ流れる仕組みが求められます。

については、農業に特化した売り手買い手双方の事業に関する情報を有機的につなげる場として、情報収集・提供機能を有する仕組みや、事業承継やM&Aに必要なデュエリジェンスに必要な専門家、さらには資金ニーズに応え得る投資ファンド等を紹介する仕組み等を必要とします。

また、農地の権利を移転・設定するには農業委員会の許可が必要となっており、それが新規参入者等への農業参入を妨げる一因になっているのではないかと考えられます。従いまして、例えば一定の要件を満たしている担い手には事前に農地受け入れ資格を付与するなど、農地引き受けに意欲のある担い手が農業委員会の許可を得ることなく、より機動的に農地の権利を取得できるような対応が求められます。

また、農地がバラバラのままでは非効率であり生産性向上は望めず、受け手へ事業を引き継ぐ上での障害にもなり得ます。従いまして、より一層の農地集約化を推し進めることが求められます。

大規模経営化を目指す経営体の集約を円滑に進めるためのサポートとして以上の様な取り組みを提案します。

4 大規模経営体の第三者評価

～大規模な農業経営体の円滑な資金調達やM&A等のための第三者評価の仕組み作り～

大規模な農業経営体の円滑な資金調達やM&A等のためには、第三者による客観的な評価が大切になります。それによって、経営の自己評価が可能となり、その後の事業を展望する一助

となるとともに、事業承継や M&A を検討している事業の受け手側にとっても、事業引受の判断材料のひとつになり、受け手・出し手双方がメリットを享受できるようになります。

このように双方にメリットがある第三者評価の仕組みを構築していくためには、財務諸表分析という定量分析では測り得ない、農地の地力、気候、立地、作物の種類など、農業特有の定性的な要素も加味した評価の仕組みが求められます。農業経営体を総合的に評価（デューデリジェンス）できる、目利き力のある人材を充実させることが必要となってきます。

つきましては、農業経営に関する知識を十分に有し、総合的に評価できる人材を育成し、農業経営体の客観的な評価ができる仕組みを早急に作るよう提言します。また、農地の作付履歴や収量履歴、地力等を評価するために必要な情報の提供を求めます。

5 ICTを活用したスマート農業

～生産から流通，消費者を繋ぐ IT 技術の活用に向けた仕組み作り～

儲かる農業を実現するために、スマート農業など、テクノロジーを活用した農産物の品質向上、品質・収量の安定化が進んでいます。

他方で、農産物の価値を消費者に届けるために、消費者ニーズを踏まえた生産活動や、生産者と消費者を結ぶダイレクト流通の仕組みが求められています。それには、フードバリューチェーン全体を見渡し、モノだけではなく、消費者の嗜好や農産物の評価等の情報が生産者に直接伝わる仕組みを構築することが必要であります。

ついては、モノだけではなく情報も含め、消費者と生産者を結ぶスマートフードチェーンの実現に向けた、実証プロジェクトの構築を引き続き実施するよう求めます。

6 農業のグローバル化

～グローバル市場の拡大を見据えた、輸出，先進アグリテック導入，海外進出，規格・基準の普及、外国人材の環流等により日本農業のグローバル化を進展させる仕組み作り～

農産物・食品の輸出強化や日本食の海外での普及は JETRO を中心に官民一体となった取組がなされておりますが、さらに細やかな実践支援の継続が望まれます。

海外での日本式農業生産の拡大に向けた取組みについては、日本と季節が逆転する南太平洋諸国や、東南アジアの中でも高冷地で日本式農業生産が可能な地域の中から、アグリテックの輸出も含め、現地側関係者と日本の農業経営者や食産業関係者との協議・実証・事業展開への取り組みが大切と考えます。併行して GAP など、日本発の規格・基準の海外普及を積極的に行う必要もあります。

海外人材の持続的交流による日本農業のグローバル化進展については、途上国の官僚・アグリビジネス経営者・幹部社員候補をバランスよく日本で実習し、帰国後に日本の農業経営者の海外進出時のパートナーとなるようなスキームを構築するための実証プロジェクトの展開が望まれます。

7 最後に

日本の農業を成長産業にするためには、まずもって経営が持続的でなければなりません。持続的な経営を実現するためには、経済界からの人材登用、事業承継・再生や M&A を円滑に進める仕組み作り、第三者評価、圃場に留まらず流通・消費者まで含めた一連の食と農をつなぐ

スマート農業、グローバル化に対応した農業等、上記に掲げた提案をいたしました。

上記は、農業の成長産業化に向けて、実際に農業の現場で起こり、課題となっていることを反映させたものであり、その解決にむけた提案となっています。

課題解決の上では、農産物の生産のみならず、流通、加工、販売に至るまで、すなわち生産から消費までを繋ぐフードチェーン全体の中で、何が起きて何が必要とされているのかを捉えて対応する民間主導の取り組みを基本と考えております。そうしたファクトと方向感を共有し、それを後押しする農政が望まれると考えているところであります。

特に、食料の安定供給、需要に則した効率的かつ安定的経営の成長・発展、多面的機能の維持等、地球規模でのサステナブルな農業をめざす「食料・農業・農村基本法」の下で、民間の動きがこれほど活発化してきたのはこれまでにないことかと思っておりますので、基本法のこれまでの検証を含め、民間の動きに資する未来指向の農政を求める次第であります。

以上